

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(新宿税務署長)

令和5年1月25日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年1月21日判決、本資料272号・順号13662)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛
同	山下 功一郎
同	田代 浩誠
同	西潟 理深
同	丸地 英明
同	山口 雄也
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	新宿税務署長
	成相 明子
指定代理人	江原 謙一
同	今西 貴洋
同	若狭 圭悟
同	小西 勉
同	吉川 幸伸
同	山本 風馬

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 新宿税務署長が、控訴人に対して、平成30年6月27日付けでした、平成26年9月1日から同年11月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2184万5819円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額589万4903円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年12月1日から平成27年2月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処

分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1982万4087円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額534万9356円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年3月1日から同年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2258万3018円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額609万3830円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年6月1日から同年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3369万3154円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額909万1803円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年9月1日から同年11月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3590万0215円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額968万7359円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年12月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1293万8688円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額349万1392円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、平成28年1月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2188万5054円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額590万5490円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年2月1日から同月29日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1896万1308円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額511万6543円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年3月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2866万7864円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額773万5772円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年4月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3088万7098円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額833万4613円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年5月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3471万5506円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額936万7676円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年6月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3470万6960円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額936万5370円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年7月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3448万8069円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額930万6304円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年8月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3455万7790円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額932万5117円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年10月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額4106万9582円及び地方消費税の還付金の額に相当

する税額1108万2268円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年1月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3157万1992円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額851万9426円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、平成29年1月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1681万3441円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額453万6960円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、同年6月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2437万2237円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額657万6635円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分、並びに平成30年1月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2827万4599円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額762万9653円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 3 新宿税務署長が、控訴人に対して、平成30年6月27日付けでした、平成28年9月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3545万3651円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額956万6858円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年11月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額4129万2941円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額1114万2539円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、平成29年2月1日から同月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1855万2950円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額500万6351円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年3月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1566万6241円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額422万7398円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年4月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1406万6532円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額379万5730円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年5月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1889万2783円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額509万8052円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年7月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3074万3778円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額829万5940円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年8月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額1606万2714円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額433万4383円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦

課決定処分、同年9月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2334万8295円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額630万0333円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年10月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額2923万5019円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額788万8814円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、同年11月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額3637万9545円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額981万6702円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、並びに同年12月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の還付金の額に相当する税額4026万5967円及び地方消費税の還付金の額に相当する税額1086万5419円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（重加算税の各賦課決定処分については、平成30年11月9日付けでされた再調査決定によりいずれも過少申告加算税相当額を超える部分を取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等（以下、略称は、基本的に原判決のそれによる。）

1 事案の概要

(1) 本件は、消費税法8条6項（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）所定の許可を受けた輸出物品販売場（本件販売場）を営む控訴人が、平成26年9月から平成30年1月までの各課税期間（平成26年9月から平成27年11月までは3か月ごと、同年12月以降は1か月ごとにそれぞれ区分した期間。以下「本件各課税期間」といい、平成26年9月から平成27年11月までの3か月ごとの各期間につき順に「平成26年11月課税期間」などといい、平成27年12月から平成30年1月までの1か月ごとの各期間につき順に「平成27年12月課税期間」などという。）に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の確定申告をしたところ、新宿税務署長から、①原判決別紙2の各表1の時計の販売（1日の購入合計金額が100万円を超える者に対するもの。本件各譲渡）につき、非居住者から旅券等の写しの提出を受けておらず、消費税法8条1項（平成28年法律第15号による改正前のものを含む。）及び同法施行令18条2項1号所定の「譲渡」に該当しないことから消費税を免除することができず、また、②原判決別紙2の各表2の時計の買取り（本件各仕入れ）につき、消費税法30条7項（平成27年法律第9号による改正前のものを含む。）所定の「帳簿」が保存されていないことから同条1項（平成24年法律第68号による改正前のもの及び平成27年法律第9号による改正前のもの）所定の仕入税額控除ができないとして、本件各課税期間に係る消費税等の各更正処分（以下、本件各課税期間についてされた更正処分をそれぞれ「平成26年11月課税期間更正処分」などといい、併せて「本件各更正処分」という。）並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を受けたため、本件各更正処分及び上記各賦課決定処分（ただし、重加算税の各賦課決定処分については、平成30年11月9日付けの再調査決定により過少申告加算税相当額を超える部分を取り消された後のもの。以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）の各取消しを求める事案である。

(2) 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人が本件控訴

の提起をした。

2 関係法令の定め

原判決別紙3のとおりであるから、これを引用する。

なお、同別紙3において定義した略語等は、本文においても用いることとし、同別紙3に記載した消費税法及び消費税法施行令の各規定については、それらの改正の前後を問わず、「消費税法」及び「施行令」ということがある。

3 前提事実

次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」2の(1)ないし(5)(原判決7頁23行目から11頁1行目まで。原判決別紙2、同別紙4の別表1-1ないし31を含む。)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁24行目の「原告は、」の次に「平成19年9月●日に設立され、」を加える。
- (2) 原判決7頁25行目末尾に「控訴人の事業年度は、9月1日から翌年8月31日までである(乙2)。」を加える。
- (3) 原判決9頁26行目の「原告の従業員」から10頁1行目末尾までを次のとおり改める。
「控訴人の従業員が記載する項目として、『取引内容(買取り、下取りの別のほか、控訴人が買取り又は下取りをした時計のブランド名、モデル名、型番、金額等を記載する。)]、『身分確認書類(免許証、保険証、パスポート、その他のいずれかに丸印等のチェックを付す。)]、『お取引年月日』の各欄がある。」
- (4) 原判決10頁9行目の「新宿税務署長に対し、」の次に「平成20年11月24日、適用開始日を同年12月1日とし、課税期間を3か月ごとの期間に短縮することを選択する「消費税課税期間特例選択届出書」を提出し(消費税法19条1項4号)、また、平成27年12月24日、変更日を平成28年1月1日とし、課税期間を3か月ごとの期間から1か月ごとの期間に変更する「消費税課税期間特例変更届出書」を提出していた(乙2、同法19条1項4号の2)と、同税務署長に対し、原判決別紙4の」を加える。
- (5) 原判決10頁14行目、同18行目及び同24行目の各「別表1-1ないし31」をいずれも「原判決別紙4の別表1-1ないし31」と改める。
- (6) 原判決10頁19行目の「再調査の請求」の次に「(国税通則法75条1項1号イ)」に加える。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

次のとおり付加訂正し、後記5において「当審における当事者の補充的主張」を追加するほか、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点及びこれに対する当事者の主張」1及び2(原判決11頁7行目から28頁24行目まで。原判決別紙2を含む。)に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、本件において被控訴人が主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性については、原判決別紙4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決14頁21行目の「要件を満たしていない」を「要件をも満たしていない」と改める。
- (2) 原判決14頁23行目の「少なくとも上記各取引に係る消費税は」を「上記各取引は、施行令18条2項1号イ及びハの要件を満たさず、これらに係る消費税は」と改める。
- (3) 原判決25頁22行目から同23行目にかけての「災害その他のやむを得ない事情」を

「災害その他やむを得ない事情」と改める。

- (4) 原判決別紙2について、原判決175頁2行目の「本件各仕入れに係る供述を行った者」を「本件各仕入れに係る供述をした者」と改める。

5 当審における当事者の補充的主張

(1) 控訴人

ア 輸出物品販売場における非居住者への物品の販売は、「輸出免税」（消費税法7条）の一環であり、これが免税となる（消費税法8条1項）のは、消費地課税主義（仕向地主義）の原則から当然である。また、消費税において輸出免税、仕向地主義が採用されるのは、消費税の本質が付加価値税だからであり、物品が国境を越えて販売（輸出）される際には、付加価値が国内ではこれ以上積み重ならないから、消費税を課すことは禁じられ、当然に免税となるのである。

消費税法8条の委任を受けた政令（消費税法施行令）の目的は、物品が海外に持ち出されて消費されることをチェックする体制を作ることであり、100万円以上の購入の際に旅券等の写しを要求している（施行令18条2項1号ハ。以下「旅券等の写し提出要件」という。）のも、横流し、国内消費等の不正防止を目的とするものであるが、その解釈に当たっては、上記の消費税の本質から、輸出免税、免税販売は当然に免税であるという観点に基づいて行う必要があり、いやしくも、免税の原則を逆転し、課税要件の加重となるような解釈がされてはならない。

しかしながら、被控訴人は、旅行者の利便性を前のめりに保護し、不正のリスクが大きい免税販売の方法に国会等で是正の要請を受けながらも固執した上、旅券等の写しを提出することができなかったことのみをもって控訴人に巨額の課税処分（本件各更正処分）をしたのであり、旅券等の写し提出要件が実際には事実上の課税要件の加重となっているが、かかる解釈は、委任立法の限界を超えるものであり、税法の本質に反した課税として違法な財産権の侵害（憲法29条1項違反）である。

イ 事業者は、仕入税額控除があるからこそ、消費税によって得も損もしないのであり、仕入税額控除が否認されると、全ての段階の取引についての課税を一手に負担しなければならぬこととなって大損をすることになり、一気に事業の存亡の危機に瀕することになるのであるから、その否認は、特に慎重に行う必要がある。

そもそも消費税の仕入税額控除は恩典ではなく、税務署が当然控除しなければならないもの（消費税の本質）であり、このことは、消費税導入当時から国会において問題とされてきたことである。したがって、仮に納税者に不正行為があったとしても、そのサンクションとして、仕入税額控除の否認は許されないというべきであるし、原判決の本件各承諾書名義人と実際の買取申込者が異なるとの認定は、証拠価値の判断において公平を失っている。

(2) 被控訴人

ア 消費税法8条1項は、「非居住者に対し」、「輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡」を行った場合は消費税を免除すると規定しているところ、同項の趣旨は、外国人旅行者がその出国の際に当該資産を国外へ持ち出すことを前提とした販売については、その実質は輸出取引と変わることがないと考えられるため、所定の手続を行って販売される一定の物品について輸出取引と同様に取り扱うこととしたものである。したが

って、施行令18条2項1号イないしハが定める各要件は、輸出取引と同等といえる取引、すなわち、「非居住者に対し」、「輸出するため」の「譲渡」とであると認めるための要件であり、輸出取引と実質が変わらないといえるための具体的な手続に関して定めた施行令18条2項1号所定の要件を充足していない輸出物品販売場における物品販売は、実質が輸出取引と変わらないとはいえないことから、このような取引に当該物品販売の消費税を免除することは、消費税法8条1項の上記趣旨を没却することとなる。

購入者から旅券等の写しの提出を受けていない本件各譲渡は、施行令18条2項1号ハ所定の要件を満たしていないから、消費税法8条1項に基づき本件各譲渡に係る消費税を免除することはできないのであって、控訴人の上記(1)アの主張は理由がない

イ 事業者が消費税法30条1項により仕入税額控除を受けるためには、課税仕入れが行われ、かつ、当該課税仕入れの事実を証明するための帳簿等を保存していることが必要であることは、消費税法の規定に基づく当然の帰結である。控訴人の上記(1)イの主張は、事業者が消費税法30条8項及び9項所定の帳簿等を保存しない場合でも仕入税額控除を認めるべきとする主張と解されるが、このような主張は、同条7項の文言を離れた独自の解釈に基づくものであり、原判決の実際の買取申込者と本件各承諾書名義人が異なるとの認定は正当なものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がなく、いずれも棄却すべきものであると判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」1ないし3（原判決28頁26行目から64頁9行目まで。原判決別紙2及び別紙4を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決31頁8行目から同9行目にかけての「消費税法8条1項を一般的・白紙的委任をする規定と解さざるを得ない」を「消費税の免除を受けるための要件について、消費税法8条1項が政令に一般的・白紙的委任をするものと解さざるを得ない」と改める。

(2) 原判決32頁8行目から同9行目にかけての「軽微なものであると評価すること」を「極めて単純な手続上の違反行為にすぎないと捉えて、その軽重を評価すること」と改める。

(3) 原判決35頁13行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(ウ) 控訴人においては、本件各承諾書に基づき、本件各仕入れについて、総勘定元帳に「仕入高」等を記帳していたところ、同元帳に仕入れとして計上された年月日（原判決別紙2の各表2の「計上年月日」欄記載の年月日）と本件各承諾書記載の年月日との間には、1日程度のずれが認められるもの（本件各承諾書記載の年月日の翌日に仕入れとして計上されているもの）があるが、上記(ア)の手順によれば、本件各承諾書の名義人が本件販売場を訪れたのは、本件各承諾書に記載された年月日であると認められるから、以下においては、これを前提として、上記元帳の記載の真実性について検討する。」

(4) 原判決39頁17行目の「豊橋市内のホテルに宿泊する、」の次に「同月19日が浅草雷門等を観光した後、静岡県熱海市内のホテルに宿泊する、」を加える。

(5) 原判決43頁22行目の「宿泊する、」の次に「同月6日が金閣寺や八坂神社等を観光した後、大阪府泉佐野市内のホテルに宿泊する、」を加える。

(6) 原判決46頁10行目の「宿泊する、」の次に「同月9日が皇居やお台場海浜公園等を観光した後、東京都府中市内のホテルに宿泊する、」を加える。

- (7) 原判決50頁7行目の「宿泊する、」の次に「同月9日が皇居やお台場海浜公園等を観光した後、東京都府中市内のホテルに宿泊する、」を加える。
- (8) 原判決51頁16行目の「●●」を「旅券番号●●」と改める。
- (9) 原判決53頁1行目の「◎◎」を「◎◎」と改める。
- (10) 原判決53頁23行目の「観光した後、東京都八王子市内のホテルに宿泊する」を「観光した後、高速道をバスで移動し、同日午後7時頃に東京都八王子市内のホテルにチェックインして、同ホテルに宿泊する」と改める。
- (11) 原判決61頁22行目の「困難であったことがうかがわれるところ」の次に「(なお、観光庁が定める中国国民訪日団体観光旅行取扱マニュアルによれば、訪日団体観光旅行においては、参加者の日本滞在中における自由行動〈添乗員の同行がない行動〉は認めないものとされている。乙5の1・2)」を加える。
- (12) 原判決63頁6行目から同7行目にかけての「災害その他のやむを得ない事情」を「災害その他やむを得ない事情」と改める。

2 当審における当事者の補充的主張に対する判断

- (1) 控訴人は、①輸出物品販売場における非居住者への物品の販売は「輸出免税」(消費税法7条)の一環であり、これが免税となる(消費税法8条1項)のは消費地課税主義(仕向地主義)の原則から当然であり、また、消費税において輸出免税、仕向地主義が採用されるのは、消費税の本質が付加価値税だからであり、物品が国境を越えて販売(輸出)される際には付加価値が国内ではこれ以上積み重ならないから当然に免税となるものであること、②旅券等の写し提出要件(施行令18条2項1号ハ)の解釈も、上記①の観点(輸出免税、免税販売は当然に免税であるという観点)に基づいて行う必要があり、同要件が免税の原則を逆転して課税要件の加重となるような解釈がされてはならないこと、③それにもかかわらず、被控訴人は、旅行者の利便性を前のめりに保護し、不正のリスクが大きい免税販売の方法に国会等で是正の要請を受けながらも固執した上、旅券等の写しを提出することができなかったことのみをもって控訴人に巨額の課税処分(本件各更正処分)をしたのであり、これは旅券等の写し提出要件について課税要件の加重となるような解釈をするものであって、かかる解釈は委任立法の限界を超え、税法の本質にも反して違法に財産権を侵害するものであるなどと主張する。

しかしながら、消費税法は、輸出物品販売場における非居住者への物品の販売について、事業者が国内において資産の譲渡を行うものではあるが、購入者が輸出物品販売場において購入した物品を最終的に本邦から持ち出すことを前提としていることから、その実質は輸出取引と何ら変わるところはないことに着目して、輸出取引と同様に(同法7条)、消費税を免除するものとする基本原則を定めた上(同法8条1項)、その免税を受けるための物品の購入の方法については、非居住者が本邦から持ち出すために購入(輸出)する物品のみが消費税の免除の対象となることを担保するとともに、購入者である非居住者が消費税の免除を受けて購入した一般物品を国内で横流しすることを防止・牽制するという目的を達成するため、その技術的細目的事項に係る詳細の規定を政令に委任しているものと解される。

したがって、上記の委任を受けて、物品の購入者である非居住者が当該物品を国内で横流しすること等を防止するため、当該物品に係る対価の額の合計額が100万円を超える場合に、非居住者の所持する旅券等の写しを当該市中輸出物品販売場を営む事業者へ提出す

ること等を求めること（旅券等の写し提出要件（施行令18条2項1号ハ））は、消費税法8条1項による委任の範囲内であり、同要件が法律の委任を超えるもの（課税要件を加重するもの）であるとか、消費税の本質に反して違法に財産権を侵害するものであるなどということはできないから、控訴人の上記主張は採用することができない。また、免税の方法として、免税販売の方法を採用するか、事後還付方式を採用するかは、立法政策の問題であり、旅行者の利便のために前者を採用することが不当とはいえず、このことは、控訴人が主張する国会の質疑内容や、消費税と付加価値税の共通点、諸外国の法制等を踏まえても左右されない。

- (2) 控訴人は、消費税の仕入税額控除は恩典ではなく、消費税の本質から、税務署が当然控除しなければならないものであり、このことは、消費税導入当時の国会審議でも問題とされていた、仮に納税者に不正行為があったとしても、そのサンクションとして仕入税額控除を否認することは許されない、原判決の買取申込みに関する事実認定の証拠評価は公平でない旨の主張をする。

しかしながら、納付すべき消費税の税額は、納税義務者である事業者が課税期間ごとにする「課税資産の譲渡等についての確定申告」により確定することが原則とされているところ（消費税法45条1項、国税通則法16条1項1号）、このような申告納税方式の下では、納税義務者のする申告が事実に基づいて適正に行われることが肝要であり、必要に応じて税務署長等が申告の適否を確認できなければならないことから、事業者は、帳簿を備え付け、当該帳簿に資産の譲渡等に関する事項を記録し保存することが義務付けられ（消費税法58条）、国税庁、国税局又は税務署の職員（税務職員）は、必要があるときは、事業者の帳簿書類を検査して申告が適正に行われたかどうかを調査することができる（国税通則法74条の2第1項3号）とされているものである。

そして、事業者が当該課税期間の仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除（消費税法30条1項）を適用しないとされているが（同条7項本文）、これは、事業者が国内において行った課税仕入れに関し、消費税法30条8項1号所定の事項（課税仕入れに係る取引の内容や、その相手方の氏名又は名称等）が記載されている帳簿を保存している場合又は同条9項2号所定の書類で同号所定の事項（前同）が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がこれらを検査することにより課税仕入れの事実を調査し、正確な消費税額を把握することが可能であるときに限って、同条1項の規定を適用することができることを明らかにするものであると解される。したがって、同条8項及び9項所定の記載は真実の記載であることが要求され、仕入税額控除の要件とされる保存すべき帳簿及び請求書等には、課税仕入れの年月日、課税仕入れに係る資産又は役務の内容及び支払対価の額とともに、真実の仕入先の氏名又は名称を記載することが要求されているというべきであり、事業者が帳簿及び請求書等に真実の仕入先の氏名や名称を記載していない場合には、同条7項が保存を要求している帳簿及び請求書等を保存しているとはいえず、同条1項の仕入税額控除は適用されないというべきである。

しかるところ、本件において、本件各承諾書記載の各仕入先について、真実と異なる仕入先が記載されており、本件各仕入れについて、同条7項が要求している帳簿及び請求書等を保存しているとはいえず、同条1項所定の仕入税額控除が認められないことは、上記1にお

いて原審判を引用して説示したとおりである。控訴人は、この点についての原判決の事実認定を証拠評価の観点から論難するが、関係証拠に照らせば、実際の買取申込者と本件各承諾書の名義人が異なるとの認定は合理的であり、証拠評価も適切にされたものというべきである。なお、仕入税額控除が認められない結果、本件においては課税の累積が生じることになるが、このような事態も、消費税の本質から許されないとまではいえず、消費税法の各規定もそのような事態を許容しているというべきであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。このことは、控訴人が主張する消費税導入当時の国会質疑の内容等を踏まえても左右されない。

(3) その他、控訴人は種々主張するが、上記1の認定、判断を左右するものはない。

第4 結論

よって、控訴人の請求は理由がないから、これをいずれも棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 小出 邦夫

裁判官 鈴木 和典

裁判官 佐々木 健二